

7 分野別の方針

(1)土地利用の方針

基本的な考え方

土地利用は、都市の望ましい市街地像を計画的に実現していくため、農林漁業や自然環境などとの健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保する都市計画の根幹となるものです。

今後の人口減少下では、住宅や商業施設などの建築活動は続くものの、その量は縮小するものと予想されます。このことにより、身近な生活サービス機能の喪失や、空き家や低未利用地の発生などによる非効率な土地利用が進行し、都市の活力や市民生活の質の低下が懸念されるとともに、その対応や対策の推進により、都市経営コストの増大などが予想されます。

このため、今後は、無秩序な市街地の拡大を抑制し、既成市街地の空き家や低未利用地を活用しながら、都市機能の集積を図るなど、市街地の更新を前提とした土地利用が必要となります。特に、都心地区などの拠点では、市街地の更新にあわせ、土地の柔軟な利用や住宅・商業・業務などの複合利用を推進し、賑わいや歩きやすい環境の創出を図ることが必要です。

1) 土地利用の区分

①商業系土地利用

広域的な商圈をもった大規模商業施設の出退店動向は、地域の商業施設や人の流れなどに影響し、まちづくりにも大きな影響を与えます。また、今後の人口減少により商業床の需要が減少し、既存の商業施設の維持が困難になるものと考えられます。

このため、安定的な商業地の形成を図るために商業施設間のすみわけを明確にし、店舗過剰による過当競争を抑制する必要があることから、集積すべき業種・業態と商圈の広がりに応じた商業施設の適正配置を前提に、「広域商業地区」「地域商業地区」「沿道商業地区」の3つの土地利用に区分します。

②産業系土地利用

産業系土地利用は、本市の産業経済の一翼を担う工業の振興と、生産や消費を支える流通の高度化・効率化を図るため、「工業地区」と「流通業務地区」の2つの土地利用に区分します。

③住宅系土地利用

住宅系土地利用は、多様な住まい方の選択肢を提供するため、「住宅専用地区」「住居地区」「複合用途地区」の3つの土地利用に区分します。

④農業・自然系土地利用

農業・自然系土地利用は、農地及び森林の保全を図るとともに、農林業の担い手が生活する集落の定住環境を維持するため、「農業保全地域」「集落地域」「森林環境保全地域」の3つの土地利用に区分します。

■土地利用の区分

土地利用区分		土地利用の考え方
商業系 土地利用	広域商業地区	周辺の市町村も含めた広域的な商圈を持つ大規模な商業施設の立地誘導を図る地区
	地域商業地区	概ね地域生活圏域の広がりを商圈とした身近な商業施設の集積を図る地区
	沿道商業地区	広域商業や地域商業に影響を及ぼさない範囲で、自動車利用を前提に地域生活圏域を超えた商圈を持つ商業施設の適正な立地を図る地区
産業系 土地利用	工業地区	工場などの操業環境の整備・保全や産業支援機能の導入を図る地区
	流通業務地区	流通業務に関する事務所、店舗などの集積を図る地区
住宅系 土地利用	住宅専用地区	専ら住宅を主体とし、良好な住環境を図る地区
	住居地区	住宅を主体としつつ、生活利便性を支える商業施設などの他の用途を許容する地区
	複合用途地区	中小規模の店舗や事務所、工場などと調和のとれた住宅地の形成を図る地区
農業・自然系 土地利用	農業保全地域	農業の振興と農地の保全を図る地域
	集落地域	集落の定住環境の維持を図る地域
	森林環境保全地域	丘陵や山間部の森林などの良好な自然環境の保全を図る地域

2) 土地利用の基本方針

①商業系土地利用

都心地区などの地域生活拠点における魅力ある商業施設の立地や、賑わいの創出、商業施設の機能集積を前提に、「広域商業地区」「地域商業地区」「沿道商業地区」の区分に応じた土地利用の基本方針を設定します。

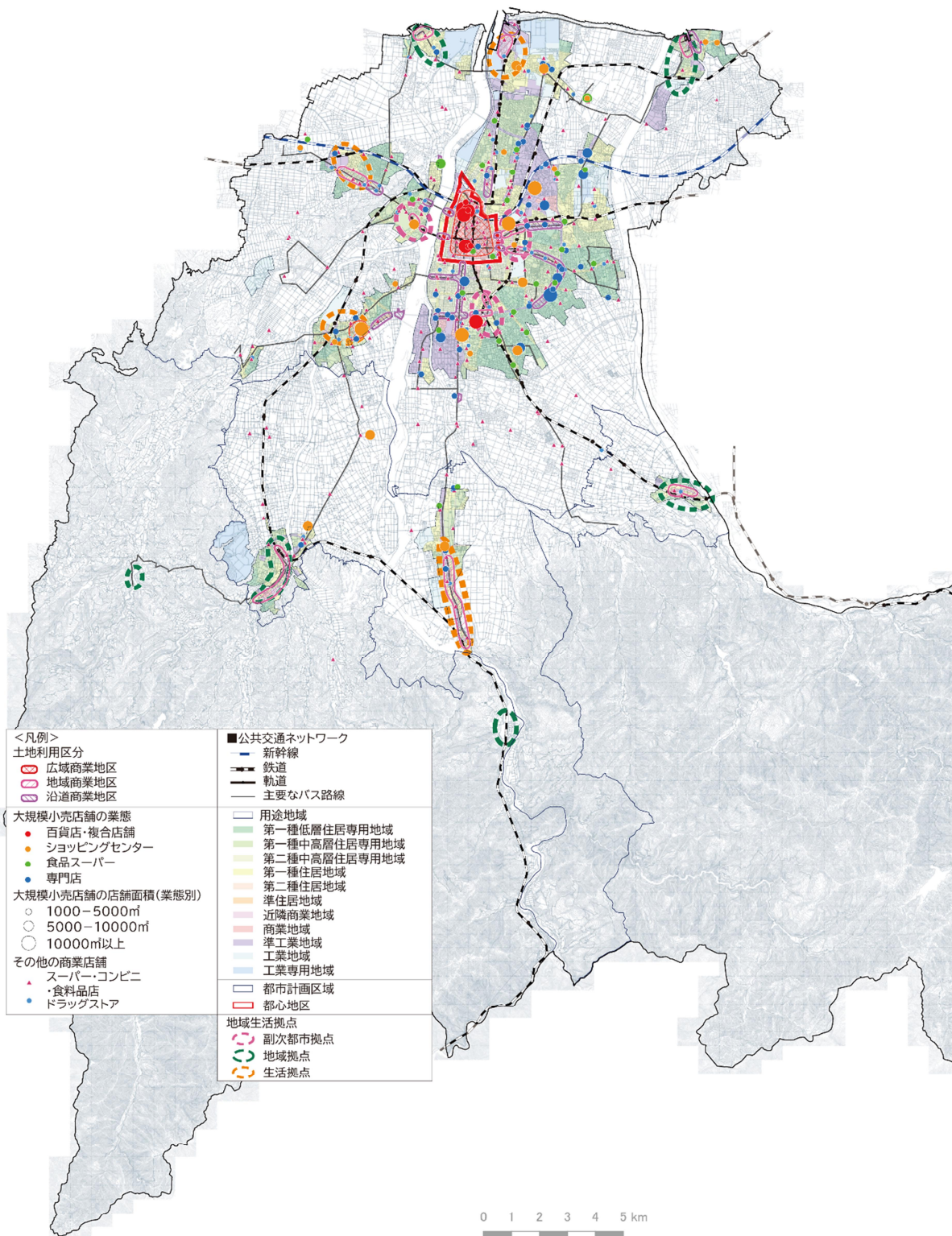
■全体の取組方針

- ・一定規模以上の大規模な商業施設は、広域商業地区では立地を可能としますが、その他の地区では立地を抑制します。
- ・地域生活拠点(広域商業地区や地域商業地区)と公共交通軸の沿線(沿道商業地区の一部)では、コンパクトなまちづくりを踏まえ、既存機能の維持と地区特性に応じた新たな商業などの機能集積を推進します。また、社会情勢の変化などにより商業系土地利用の実態やニーズと都市計画に不整合が生じた場合には、必要に応じて用途地域の見直しなどを行い、既存機能の維持や新たな機能の集積を推進します。

■区分別の取組方針

区分	配置	取組方針
商業系	広域商業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・都心地区 ・婦中地域の地域生活拠点 <p>・都心地区は都心コアを中心に、土地・建物の更新や高度化などにより、広域性の高い商業や医療、スポーツ・文化施設、本社・支店などの機能を持つ業務施設を誘致し、経済活動の中心として、賑わいと魅力の向上を図ります。</p> <p>・速星駅周辺の地域生活拠点では、大規模な既存商業施設を核に市民生活を支え、市内外から集客が可能な魅力ある商業地区の形成を推進します。</p>
	地域商業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・広域商業地区以外の地域生活拠点 <p>・地域生活拠点の区分を踏まえ、日常生活に必要な最寄り品小売業など地域に密着した商業機能が集積し、個人経営の小売店など特色ある店舗も立地する特徴ある商業地区の形成を推進します。</p> <p>・加えて、副次都市拠点は、多様な地域との結節や都心地区へのアクセスの良さなどを活かし、事業所や小売店・飲食店・温浴施設などの機能を充実させます。地域拠点は、地域の観光や文化・歴史資源などと親和性が高い飲食店、小売店・宿泊施設などの集積を推進します。</p>
	沿道商業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・広域商業地区との連続性や各地域生活圏域へのアクセスを考慮して配置 <p>・広域商業機能や身近な地域商業機能の集積に影響を及ぼさない規模・業態であることを前提に、沿道の良好な景観形成や、後背地における住環境の保全に配慮しつつ、沿道商業機能の適正な立地を推進します。</p>

商業系土地利用の配置図



②産業系土地利用

本市に立地する工場や流通業務施設の集積性と、豊富な土地や水、災害発生のお少なさなどの自然環境、高速道路や国道、港湾施設などの交通機能を活かし、「工業地区」では本市の産業経済の一翼を担う工業の振興を、「流通業務地区」では生産や消費を支える流通の高度化・効率化を図る土地利用の方針を設定します。

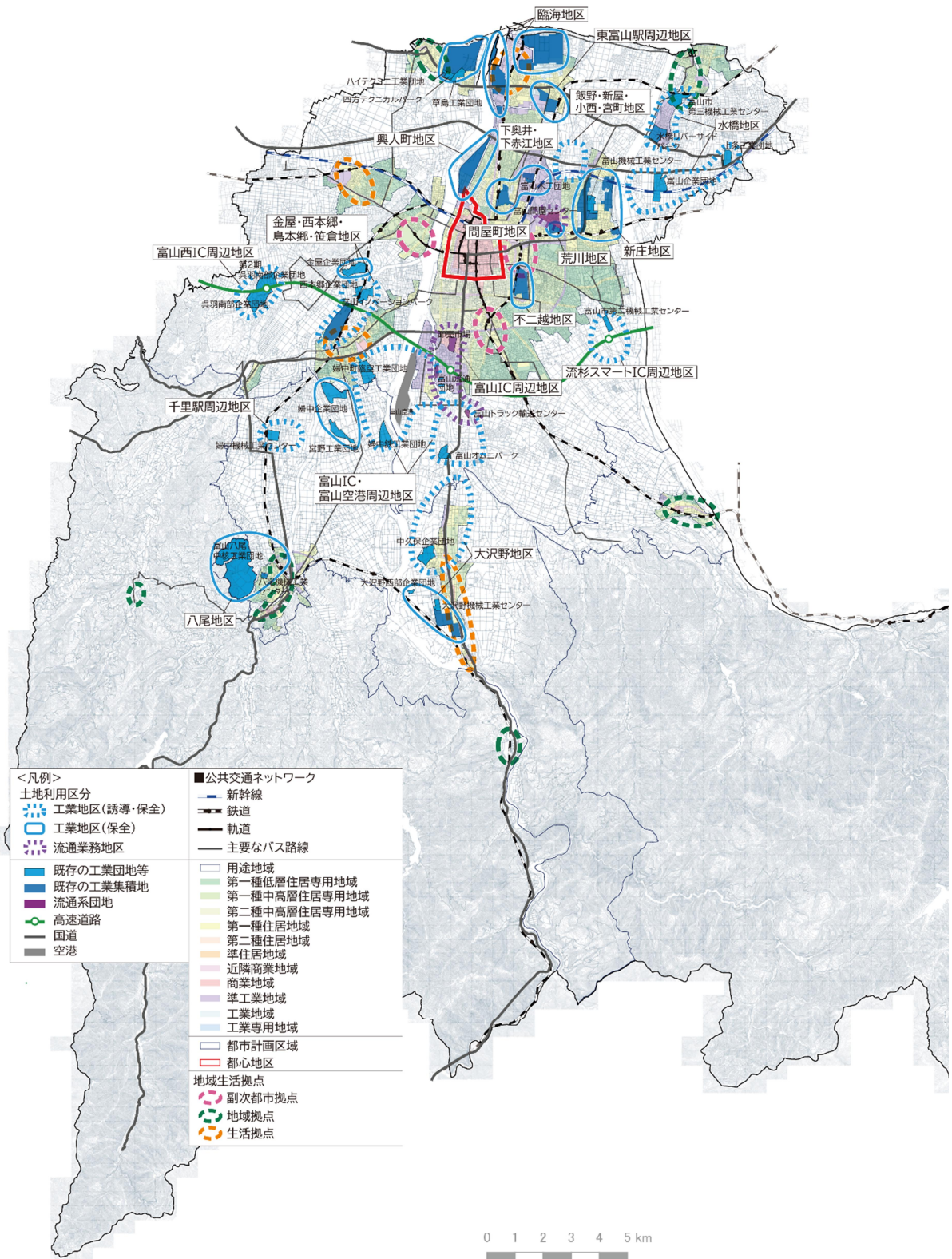
■全体の方針

- ・企業ニーズを踏まえ、空き施設や低未利用地となった産業系土地の利活用による既存工業団地などの保全・更新を推進します。
- ・富山市総合計画や富山市工業振興ビジョン、コンパクトなまちづくりとの整合などを踏まえ、適時適切な規模の企業団地や流通団地の新たな立地や整備を推進します。

■区分別の取組方針

区分	配置	取組方針
産業系	工業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部及び運河沿いは国際拠点港湾である伏木富山港(富山地区)の港湾機能を活かし、重化学工業や製造業などを主体とした地区の形成を推進します。 ・北陸自動車道 IC の周辺、富山空港の周辺では、恵まれた高速交通条件を活かし、運送業や卸売業などの物流関連、並びに、本市の主要産業の1つである医薬品や機械、電子部品などのものづくり産業を主体とした地区の形成を推進します。 ・北陸最大規模の富山八尾中核工業団地周辺では、大規模工場の立地が可能な環境を活かし、医療品や電子部品、ICTなどの先端技術産業を中心とした地区の形成を推進します。 ・国道をはじめとした幹線道路沿いにおいて、大規模工場や中小企業団地を主体とした地区の形成を推進します。
	流通業務地区	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市公設地方卸売市場及びその周辺、並びに問屋センター、富山 IC 周辺 ・国道8号と国道41号の結節点周辺において、富山問屋センターを中心とした地区の形成を推進します。 ・富山 IC 周辺では、富山公設地方卸売市場、富山流通団地、富山トラック輸送センターを中心とした地区の形成を推進します。

産業系土地利用の配置図



③住居系土地利用

市街地の現状とコンパクトなまちづくりの方針に沿って、「住宅専用地区」「住居地区」「複合用途地区」を区分し、公共交通を軸に居住の集積を進めます。

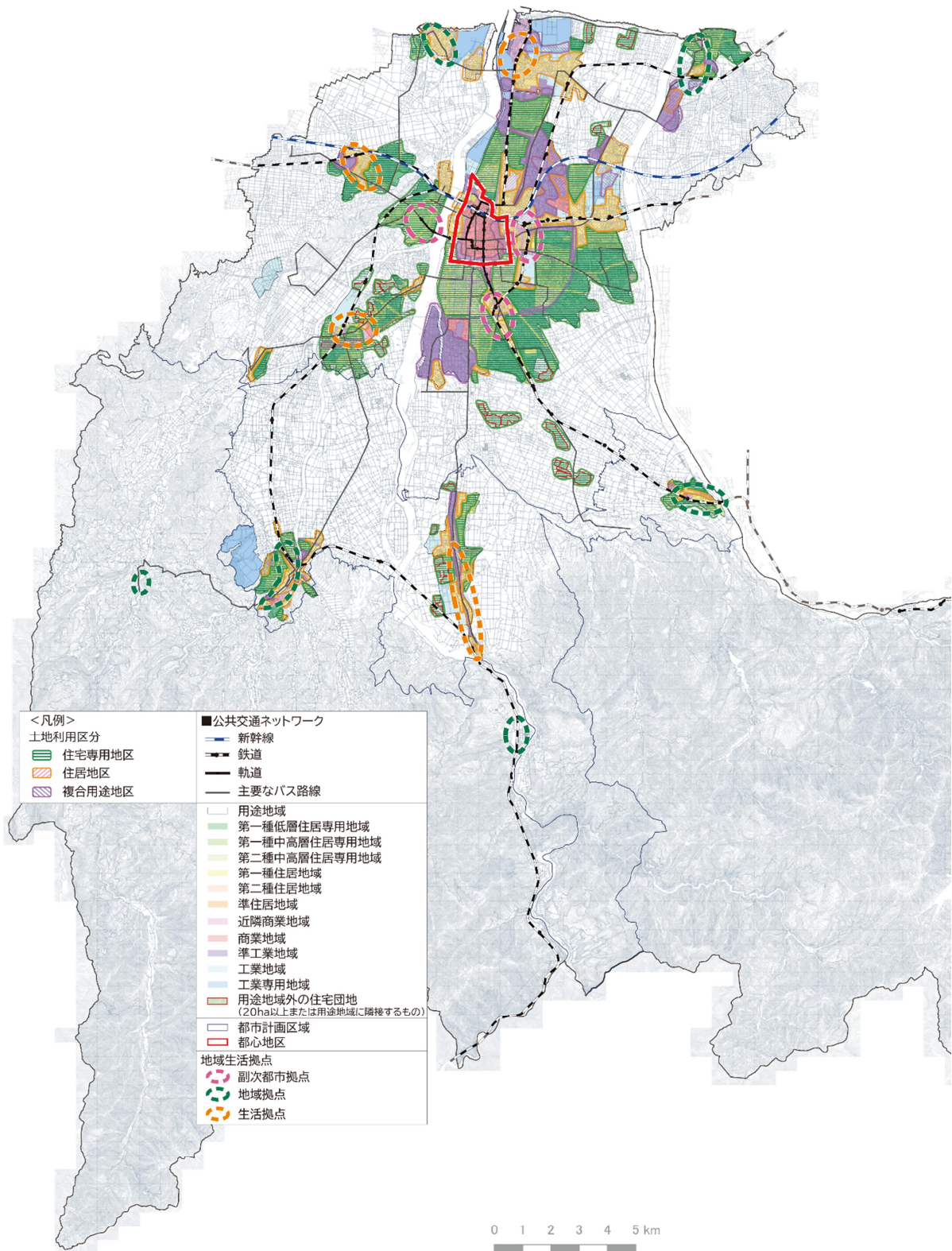
■共通の取組方針

- ・用途地域などの都市計画と公共交通の利用志向圏域などの圏域設定を考慮し、メリハリのある住居系土地利用を推進します。
- ・公共交通が便利な圏域などでは、既成市街地における街区の整除などを推進します。また、住居系土地利用が主体であるにもかかわらず、工業系の用途地域が設定されているなど、土地利用の実態と都市計画に不整合が生じた地区では、用途地域の見直しなどにより、良質な住環境の形成を推進します。
- ・公共交通の利用志向圏域外では、持続可能で最適な土地の利活用や管理を図るため、用途地域の見直しなどにより多様でゆとりある住環境の形成を推進します。

■区分別の取組方針

区分	配置	取組方針
住居系	住宅専用地区 ・郊外部などの計画的な住宅開発などによる戸建て住宅地や集合住宅などの立地がみられる中層住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・住居専用地区は、第一種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、用途地域外で用途地域に隣接する住宅団地や一団のまとまりのある住宅団地(概ね20ha)に配置します。 ・戸建住宅地では、緑豊でゆとりある住環境の形成を推進します。 ・中層住宅地では、周辺の街並みと調和がとれた住環境の形成を推進します。 ・敷地規模が比較的大きく、生垣などの緑の多い良好な住宅地では、地区計画や建築協定、緑地協定などの活用を促進します。
	住居地区 ・住宅を主体に、生活利便性を支える商業機能などの機能も包含する地区 ・住宅地としての土地利用が進んでいる工業系の地区	<ul style="list-style-type: none"> ・住居地区は、第一種・第二種住居地域、準住居地域、全建物面積に占める住宅面積が80%以上の工業系用途地域に配置します。 ・工業系の用途地域では、現状にあわせて用途地域の見直しを推進し、住環境の悪化を抑制します。 ・機能や形態の異なる建物の調和を図りながら、利便性と快適性を兼ね備えた住宅地としての形成を推進します。
	複合用途地区 ・住宅と商業業務が混在する都心地区周辺や幹線道路の沿道、工業集積地の周辺で住宅と関連機能が複合する地区	<ul style="list-style-type: none"> ・複合用途地区は、商業系や工業系の用途地域で住宅が混在する地区に配置します。 ・職住近接の軽工業や事務所、店舗などの営業環境の保全・育成を図りつつ、居住と調和した環境の形成を推進します。 ・土地利用の進展状況などを考慮し、用途地域の見直しを推進し、住環境の悪化を抑制します。

■住居系土地利用の配置図



④農業・自然系土地利用

森林を主体とした「森林環境保全地域」や田園を主体とした「農業保全地域」が市街地近郊の平野部から中山間地域に広がり、その周辺には営農従事者の住居などがある「集落地域」が点在しており、農地・森林の保全を前提とした土地利用により、豊かな自然環境や良好な農業・農村環境を守り、集落地域の営みを確保します。

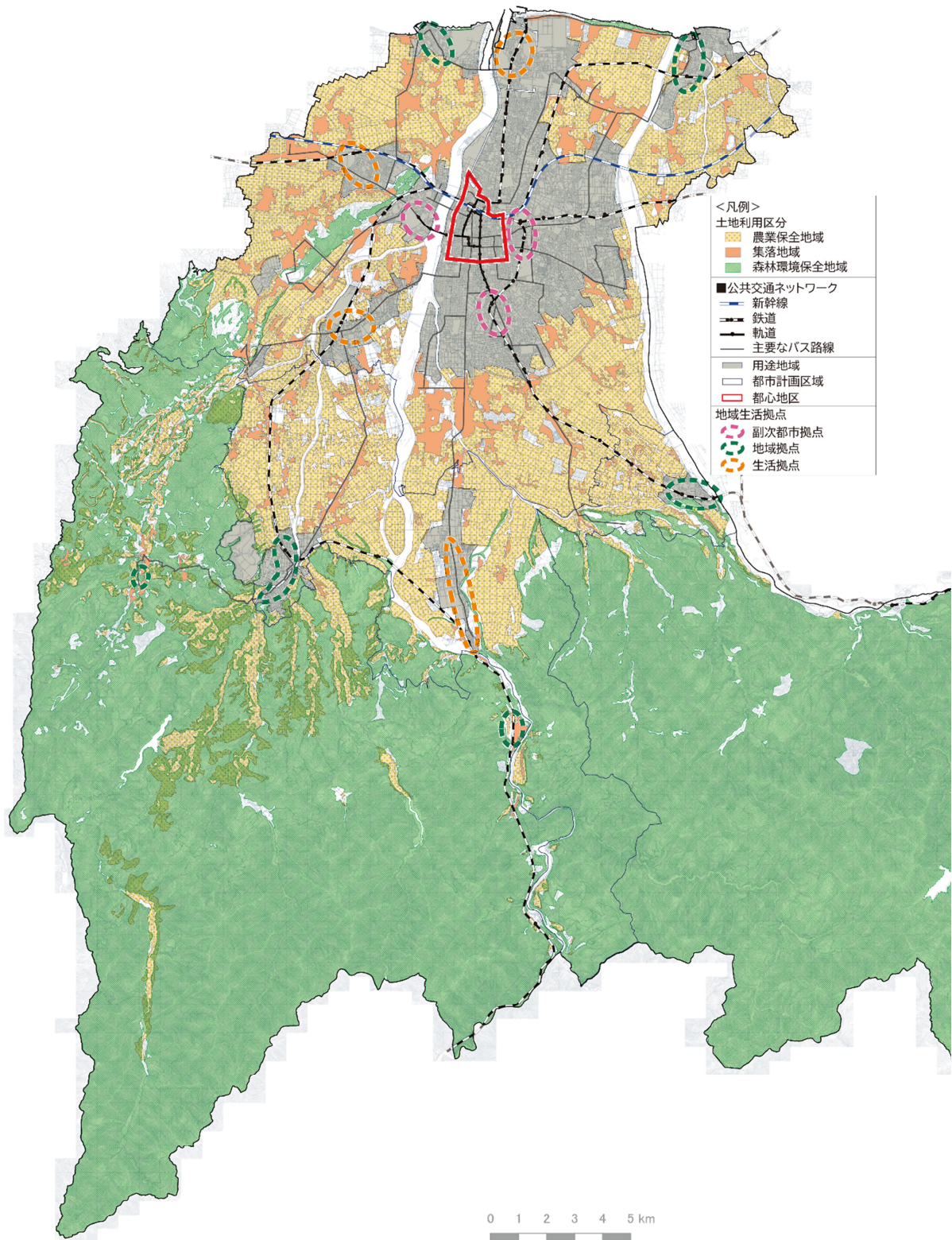
■共通の取組方針

・農業や農山村及び森林の持つ国土の保全、水源の涵養、景観などの多面的な機能が発揮できるよう、農地や森林の保全を前提に、コンパクトなまちづくりと整合した持続可能で最適な土地の利活用や管理を推進します。

■区分別の取組方針

区分		配置	取組方針
農業・自然系	農業保全地域	・市街地周辺の集団性を持った優良農地及び中山間地域の農地	<ul style="list-style-type: none"> ・農業基盤整備により、農業の生産性の維持・向上を図るとともに、大規模な農地転用や虫食いの農地転用を抑制し、良好な農業・農村環境を保全します。 ・都市近郊の農地では、都市部の市民が、気軽に農業に親しむことができる場所としての利活用を推進します。 ・中山間地域や都市計画区域の縁辺部の農地は、優先的に維持する農地と粗放的な管理を行う農地を明確化するなどにより、農業者が減少する中でも、良好な農業・農村環境を維持します。
	集落地域	・市街地周辺及び中山間地域の集落で概ね50戸以上が連担するまとまりをもった住宅地(用途地域外の住宅専用地区を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地や森林の保全を前提に、住宅のバラ立ちを規制し、既存集落(宅地)内を原則に集落地域の性格と整合した建築や居住及びその他の利用を可能とするなどにより、生活環境の改善を図ります。 ・鉄軌道を主体とした公共交通軸の徒歩圏や公共交通の利用志向圏域では、その外側と区別した開発許可制度の運用などにより、公共交通が利用しやすい居住地として、人口や都市機能の一定程度の維持を推進します。
	森林環境保全地域	・丘陵や山間部など(地域森林計画対象の民有林、国有林)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林を保全し、良好な自然環境の維持を推進します。 ・森林の保全を前提に、近隣の地域生活拠点の機能や公共交通の利用環境と連携して、市民が身近に自然と触れ合え、自然の中での活動ができる場所として利活用を推進します。

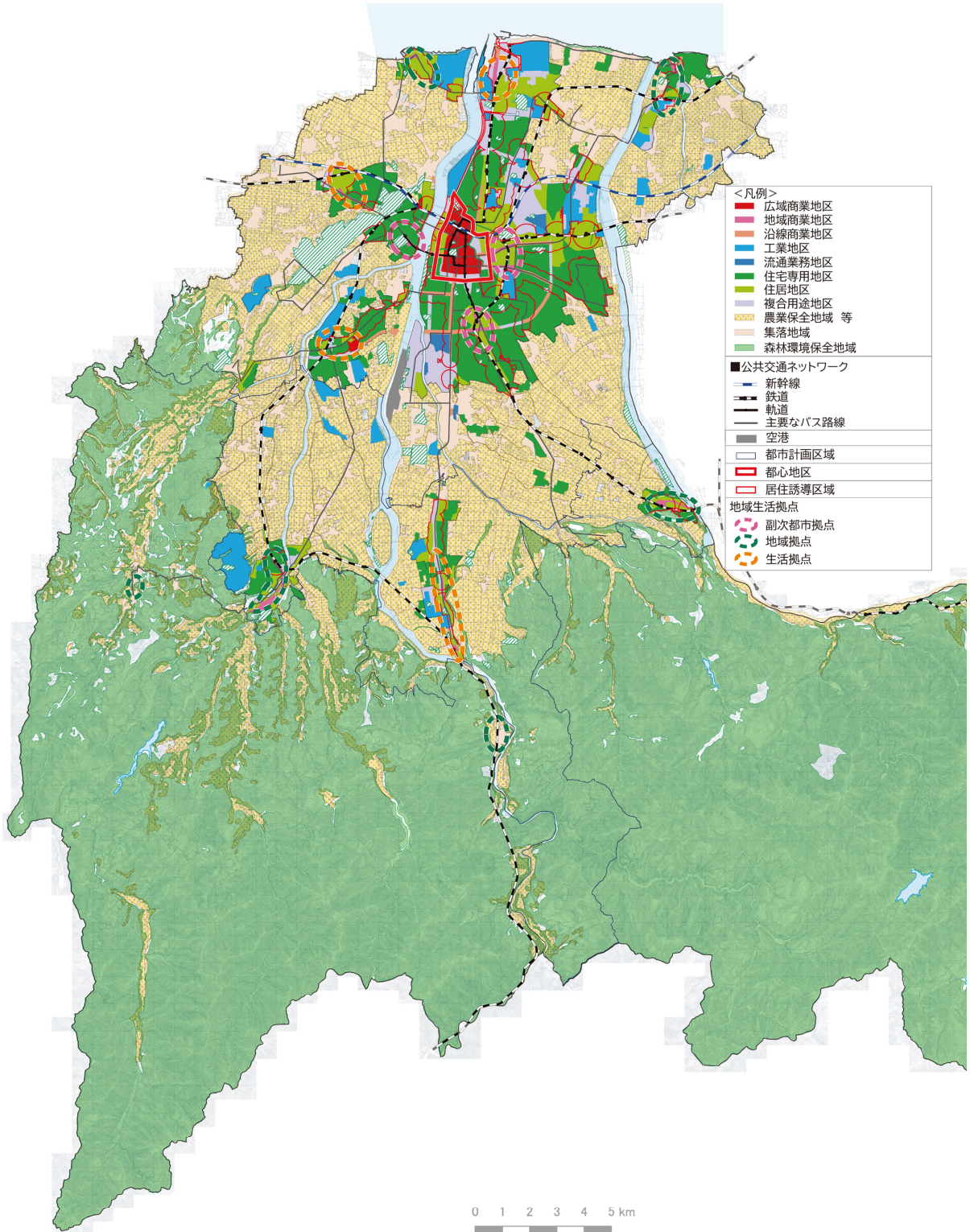
■農業・自然系土地利用の配置図



3) 土地利用構想図

各土地利用区分の配置と方針を踏まえた土地利用構想図を示します。

■土地利用構想図



(2) 交通体系の方針（公共交通、道路、広域鉄道・空港・港湾）

公共交通

①基本的な考え方

鉄軌道や路線バスなどの公共交通は市民生活を支える重要な移動手段であり、交通事業者をはじめとする関係者との連携と適切な役割分担により、コンパクトなまちづくりの基軸となる公共交通軸の利便性向上、交通結節機能の強化やデジタル技術などの活用による利用環境の改善、地域特性に応じた生活交通の確保などの取組を進め、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通の実現を目指します。

②取組方針

■公共交通軸

鉄道サービスのブラッシュアップ

- 鉄道サービスのブラッシュアップに向けて、関係者と連携し以下の取組を進めます。
- ・ 高頻度運行やパターンダイヤの導入による、使いやすく、分かりやすいダイヤへの改善
 - ・ 周辺土地利用や民間開発などの社会情勢の変化に応じて、新たな改札口や新駅の設置
 - ・ 快適性や安全性の向上やバリアフリー化の推進を図るため、老朽化した施設・設備の更新・改良、デザイン性や環境性能に優れた新型車両の導入
 - ・ 接続する交通サービス間のダイヤ調整による乗継円滑化
 - ・ デジタル技術による利用案内情報の提供やキャッシュレス決済システムの導入
 - ・ 運転士などの担い手の確保
 - ・ 運行や維持管理に係る事業の適切な役割分担と関係者の投資による持続可能な運営とサービス水準の確保

駅周辺整備の推進

- 土地利用との整合や関係者と連携を図りながら、以下の駅周辺まちづくりを推進します。
- ・ 都心地区や副次都市拠点において、駅の多機能化、ウォークアブルな都市空間の形成に向けた道路空間の再構成、駅周辺における自転車利用環境整備など、駅とまちの一体的な都市空間の創出による拠点性の向上
 - ・ 自家用車による送迎やバスなどとの乗継利便性の向上に向け、駅前広場整備による交通結節機能の強化
 - ・ 駅周辺道路の適正な維持管理や歩きやすい道路空間の形成、パーク＆ライド駐車場の整備、自転車及び電動モビリティの駐車スペースの確保によるアクセス性の向上

路面電車のサービスレベルの深化

路面電車は、南北接続の実現などによりサービス水準が向上しており、今後も深化に向け、関係者と連携し以下の取組を進めます。

- ・ 快適性や安全性の向上を図るため、老朽化した施設・設備の更新・改良、環境性能に優れた新型車両の導入、定時性の確保などに向けた課題への対応
- ・ 停留場のバリアフリー化や上屋の整備
- ・ デジタル技術を活用した利用案内情報の提供やキャッシュレス決済システムの充実
- ・ 南富山駅における鉄道と路面電車の結節機能の強化
- ・ 運転士などの担い手の確保

幹線バス路線の機能強化

幹線バス路線の機能強化に向けて、関係者と連携し以下の取組を進めます。

- ・ 運行頻度の維持・向上
- ・ デザイン性や環境性能に優れたバス車両の導入
- ・ バス停の上屋整備などによる利用環境の改善
- ・ 運転手などの担い手の確保

■公共交通ネットワーク・生活交通

生活の足の確保

生活の足の確保に向けて、関係者と連携し以下の取組を進めます。

- ・ 一定の利用がある生活バス路線の維持
- ・ ルートやダイヤの改善による鉄道との連携強化
- ・ デジタル技術を活用した利用案内情報の提供やキャッシュレス決済システムの充実
- ・ 運転手などの担い手の確保
- ・ 地域自主運行バスへの支援やA I による効率的な運行、新たな移動サービスの導入など、地域特性に応じて多様な主体による最適な交通サービスの提供

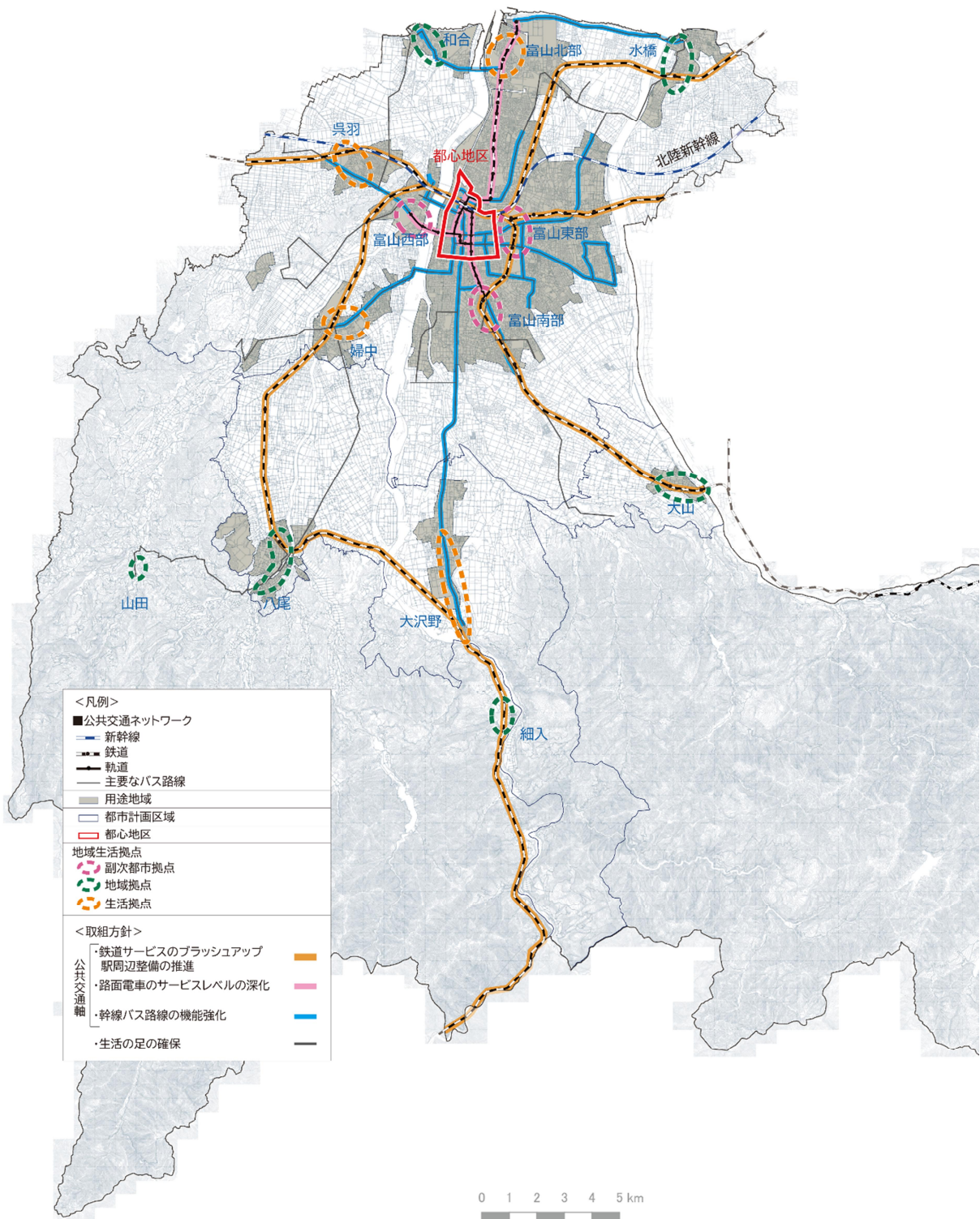
■利用促進

利用啓発や新たなシステムの活用

公共交通の利用促進に向け、関係者と連携し以下の取組を進めます。

- ・ 情報発信の強化などによる児童や学生、企業などに対するモビリティマネジメントの推進
- ・ デジタル技術を活用したおでかけしたくなるサービスの充実
- ・ 端末交通となる電動モビリティなどの新たな移動サービスの充実

■公共交通の方針図



道路

①基本的な考え方

公共交通と道路交通のバランスがとれた交通体系を目指し、都心地区をはじめとした地域生活拠点の形成や公共交通沿線での居住環境の向上を支援する道づくりに重点をおいた整備や管理・更新に努めます。また、広域的な交流や物流を支え、平常時・災害時を問わず安全・安心で円滑な通行を確保するため、適正な維持管理・更新、耐震化などに努めるとともに、代替え路が確保できるなど必要性が低下した道路・橋梁などは、コンパクトなまちづくりとの整合を踏まえ、統合や廃止などを推進します。

【道路の区分】

- 広域幹線道路：日本海沿岸の地域や中部方面の隣接県と連絡し、広域的な交流・物流を支え、本市の拠点性を高めるための都市間交流を促す道路
- 主要幹線道路：都市の骨格を形成する広域幹線道路と連携した道路で、都心地区と地域生活拠点を連絡する放射状道路や都心地区への過度な自動車流入を抑制する環状道路
- 幹線道路：都心地区や地域生活拠点の骨格を形成する道路として主要幹線道路を補完し、ICや空港など主要な広域交通施設へ連絡する道路
- 地区幹線道路：地区の骨格を形成する道路として幹線道路を補完する道路

②取組方針

<p>都市間を結ぶ高速交通ネットワークの構築～広域幹線道路の整備・保全</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・都市間を結ぶ広域高速ネットワークの形成や災害時の緊急輸送道路網の強化を目指し、広域幹線道路の整備・保全に努めます。 ・高規格道路である国道8号中島本郷立体及び豊田新屋立体などの富山外郭環状道路や国道41号大沢野富山南道路及び猪谷楡原道路などの富山高山連絡道路の整備を促進します。また、供用中の広域幹線道路の適正な維持管理・更新を進めます。
<p>都心・拠点の形成を支える道路の整備～主要幹線道路・幹線道路の整備・保全</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・都心地区と地域生活拠点、地域生活拠点間を相互に結ぶ国道や主要地方道・都市計画道路などの主要幹線道路の整備、適正な維持管理・更新を進めます。 ・都心地区や地域生活拠点を形成する一般県道や幹線市道などの幹線道路の整備、適正な維持管理・更新を進めるとともに、駅などへのアクセス道路では、歩きやすい道路空間の形成に努めます。特に都心地区や副次都市拠点では、ウォークアブルな都市空間の形成に向け、駅と市街地をつなぐ道路空間の再構成を進めます。
<p>公共交通や市民生活を支える道路の整備～地区幹線道路の整備や保全</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通軸の路面電車やバス路線の道路では、交通の円滑化に向けた改良、適正な維持管理・更新に努めます。また、駅などへのアクセス道路の整備や交通環境の向上などに努め、地区内交通の円滑化を促進する地区幹線道路の整備や適正な維持管理・更新を進めます。

広域鉄道・空港・港湾

①基本的な考え方

環日本海沿岸の中核都市として、国内外との観光や物流、交流を通じて産業・経済の活性化による都市の発展を図るため、都市間や拠点間を結ぶ新幹線などの「広域鉄道」、本市の空の玄関口となる「空港」や「港湾」の整備・充実を促進します。

②取組方針

北陸新幹線の建設促進、乗継利便性向上

- ・北陸新幹線は、東京を起点とし、長野、富山、金沢、福井などの主要都市を經由し、新大阪に至る高速交通ネットワークの柱であり、東海道新幹線の代替補完ルートとしても重要な役割を担っています。2015（平成27）年3月の長野～金沢間の開業と2024（令和6）年3月の敦賀延伸により、北陸地域と首都圏や関西圏へのアクセス性が飛躍的に向上し、北信越地域の経済・産業振興などに大きな効果をもたらしました。この経済効果をさらに高めるため、新大阪までの全線開業に向け、関係機関への働きかけによる建設促進を図ります。
- ・JR高山本線の特急列車は、富山と飛騨・高山、下呂、名古屋などの中部地域を結び、北陸新幹線や東海道新幹線と接続する広域交通の役割を担っています。特急列車が発着する名古屋では、リニア中央新幹線の開業を控え、地域間の交流・連携が一層図られ、多くの観光客などの利用が見込まれます。これを契機とした新たな交流人口の拡大と広域観光の推進を図るため、富山駅における北陸新幹線や特急列車と在来線・路面電車などとの乗り継ぎ利便性の向上に努めます。

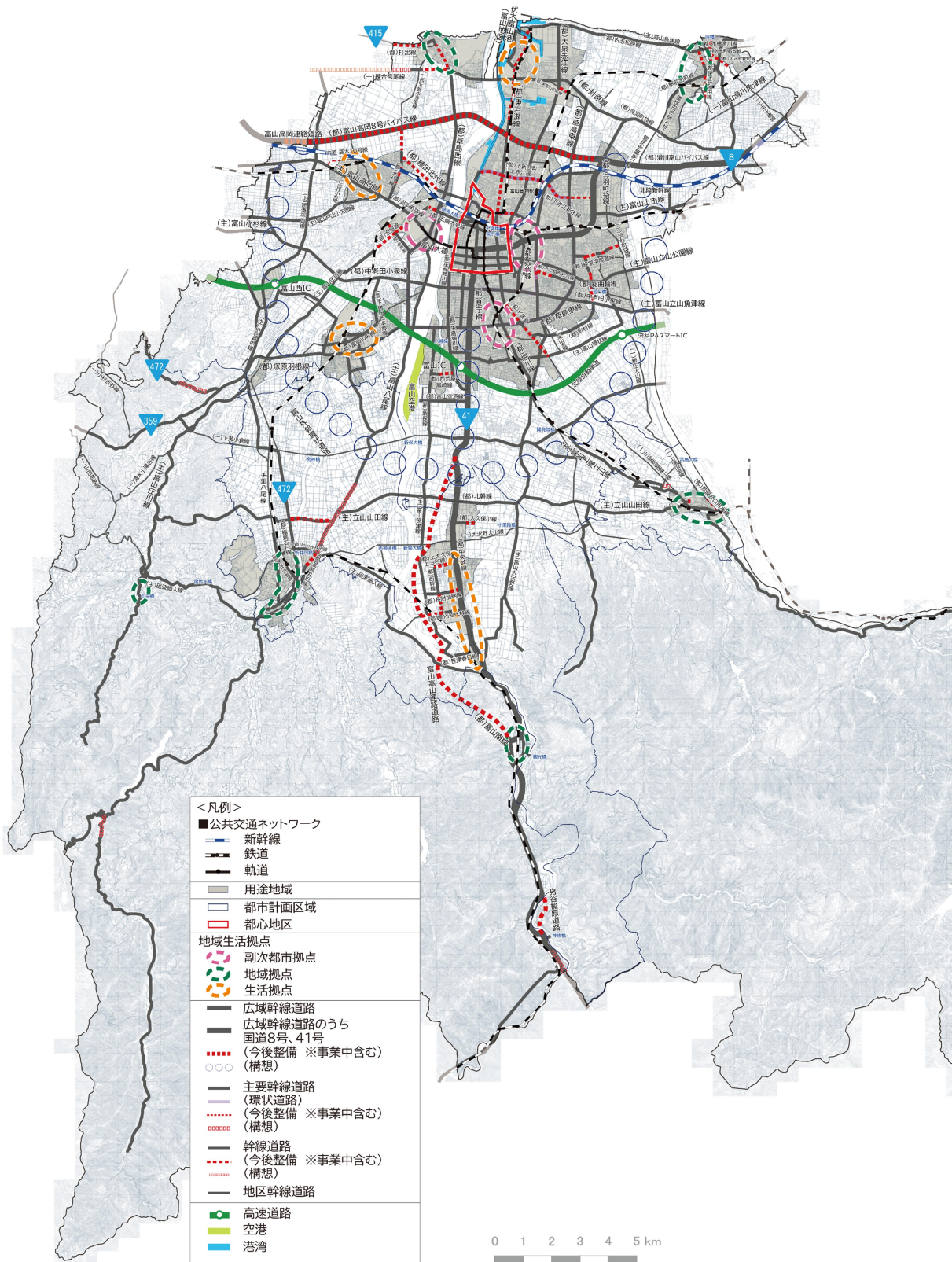
富山空港の充実

- ・富山空港は、本市のみならず北陸及び飛騨・高山における国内外の空の玄関口として発展が必要です。このため、路線の充実に向けた取り組みの促進により、ビジネスやインバウンド需要などの新たな利用者の掘り起こしなどによる活性化を促進します。

伏木富山港（富山地区）の充実

- ・伏木富山港（富山地区）は、国際拠点港湾として機能の充実を図るため、船舶の大型化に対応できるよう高度な機能を備えた富山外港の整備に向けた取組を関係機関に働きかけるとともに、老朽化施設の更新など、内港の整備促進を図ります。
- ・国の重要文化財に指定されている中島閘門などの資源を活かし、運河一体での環境整備や利活用の促進により、港湾を核とした観光拠点の形成などを進めます。

■道路、広域鉄道・空港・港湾の方針図



(3) その他の都市施設・機能の方針

公園緑地・まちの緑

①基本的な考え方

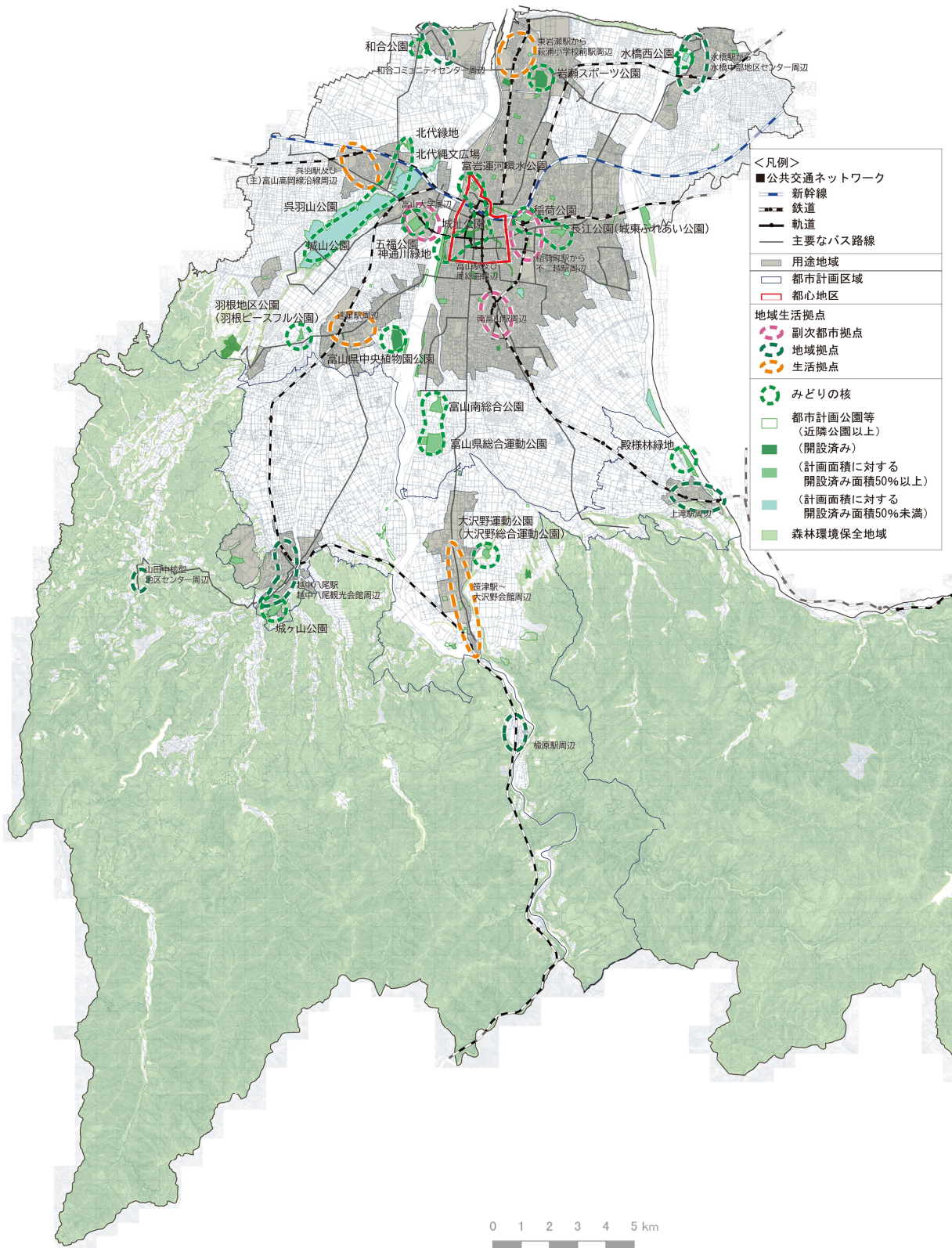
公園緑地は、市民の憩いや活動の場、子どもの遊び場であり、災害時には避難場所としての機能を有するなど、様々な役割を担っています。地域生活圏域ごとに、多様な機能を持つ総合公園や運動公園などを「みどりの核」、身近な地区公園や近隣公園を「拠点公園」に設定し、適正に配置するとともに、公園の利活用を進めます。

また、街路樹、公共施設や民有地の緑など「まちの緑」は、環境負荷の軽減、日除けなどによる滞在・快適性の向上、良好な都市空間の創出やエリア価値の向上に寄与するなど多様な効用をもたらすものであるため、都心地区をはじめとした地域生活拠点において、地域特性に応じた「まちの緑」を創出します。

②取組方針

「みどりの核」の整備・利活用の推進
・「みどりの核」は、都市又は地域の「顔」であり、地域資源を活かした機能の創出などに向けた整備を推進します。城址公園は、都心地区の重要なオープンスペースとしての利活用を推進します。呉羽山・城山公園は、ファミリーパークの再整備を進めるとともに、里山の自然や歴史文化遺産、眺望などを楽しみながら散策できる「呉羽丘陵フットパス」の整備と普及啓発を促進します。また、未整備や部分開設公園の整備を進めます。
施設の適正配置
・子どもからお年寄りまで楽しむことができる拠点公園として、地区公園や近隣公園は誘致距離などを考慮し適切に配置します。また、未整備の都市計画公園などは、順次整備を進めるとともに、社会情勢の変化などに応じて見直しを推進します。 ・街区公園は1,000㎡未満の小規模公園が多く、狭小で利用者が少ない公園は必要に応じて統合・再配置を推進します。
施設の計画的な更新などの推進
・開設から30年以上経過した公園が多数あり、遊具などの施設の安全性確保と長寿命化を図るため、適正な維持管理と計画的かつ効率的な施設の補修・更新を推進します。
「まちの緑」の創出
・都心地区をはじめとした地域生活拠点において、緑豊かで質の高い空間形成を図るため、道路・公共施設の緑化、民間開発による緑化、民間事業者との連携による緑化の推進など、多様な主体の参画による緑を活用した空間づくりを推進します。 ・住宅地などでは、地区計画や建築協定、緑地協定などを活用したまちづくりを推進します。

■公園緑地の方針図



レクリエーション

①基本的な考え方

本市は富山湾に面し、常願寺川や神通川の二大河川、呉羽山や東南部の丘陵・山間地域があり、海・川・山の良好な自然に恵まれるとともに、市街地に近接した里山や豊かな田園が広がり、多様な生物とも触れ合える環境を有しています。

また、各地域には固有の文化や歴史を背景とした祭り・伝統工芸、眺望景観などがあり、体育館・運動場などのスポーツ施設、キャンプ場などのレジャー施設、温浴施設なども立地しています。

このような自然環境や施設などは、市民が多様なレクリエーションの場に利用できるだけでなく、交流人口の拡大を促し、地域の振興に寄与する観光資源であると考えられることから、伝統文化や自然と調和したレクリエーションの場として、機能の維持・充実に努めます。

②取組方針

水辺を活かしたレクリエーションの場の形成

・八重津浜、岩瀬浜など富山湾に面した海岸環境の保全を図ります。海水浴場、キャンプ場、温浴施設などの海洋性レクリエーションの場、常願寺川や神通川などの水辺レクリエーションの場として、機能の維持・充実に努めます。

スポーツ活動を主体としたレクリエーションの場の形成

・富山県総合運動公園や大沢野総合運動公園、富山市民球場、富山市民立の体育館などの施設、河川敷を利用した神通川緑地や殿様林緑地、市民プールや山間部のスキー場など、スポーツ活動を主体としたレクリエーションの場として、機能の維持・充実に努めます。

文化活動や癒しにつながるレクリエーションの場の形成

・オーバードホールや市民芸術創造センターなどの文化施設、富山駅周辺や総曲輪エリアの広場、市街地に点在する温浴施設など、市民の文化活動や癒しにつながるレクリエーションの場として、機能の維持・充実に努めます。

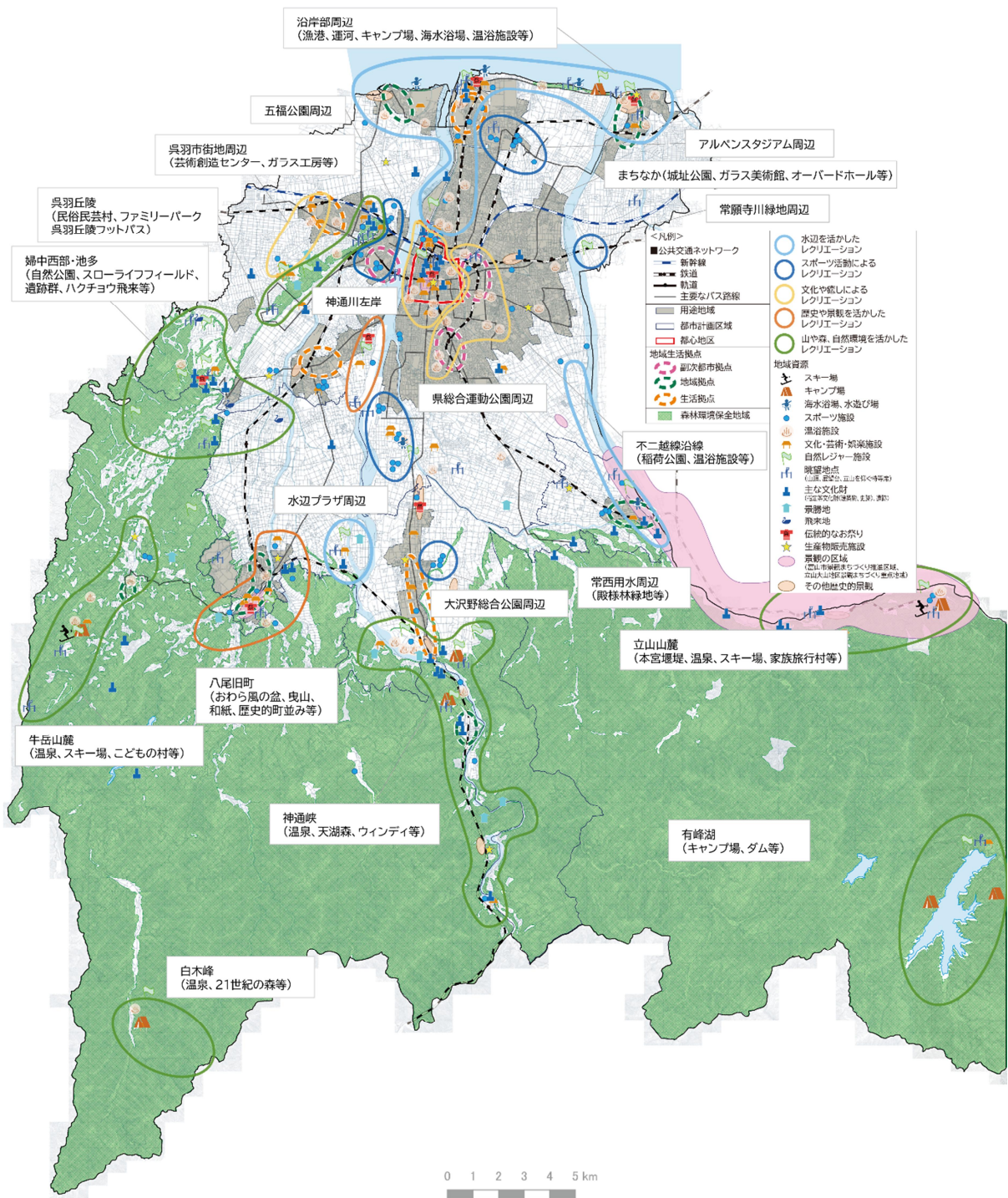
伝統文化や歴史的町並み景観を活かしたレクリエーションの場の形成

・和紙などの伝統工芸、越中おわら風の盆や市内各地の曳山などの祭り、歴史的町並みなどの特色ある景観など、伝統文化・景観を活かしたレクリエーションの場として、機能の維持・充実に努めます。

自然環境を活かしたレクリエーションの場の形成

・呉羽丘陵フットパス、スローライフフィールド、ふるさと自然公園、家族旅行村、こどもの村などについて、自然環境を活かしたレクリエーションの場として、機能の維持・充実に努めます。

■レクリエーションの方針図



河川・水路

①基本的な考え方

本市の市街地は、一級河川の神通川や常願寺川、二級河川の白岩川のほか、これらの支流河川が隣接しています。

このため、河川については、河川整備計画に基づき、河川や地域の特性を踏まえた河川整備を促進するとともに、あらゆる関係者との協働による集水域から氾濫域にわたる流域全体を見据えた治水対策を推進します。

また、都市部の河川や排水路については、都市化の進展による浸透面の減少を背景とした雨水の流出量の増加に加え、頻発化する集中豪雨への対応として、河川改修の促進に加えて、流域治水に基づく多様な主体が連携する対策の充実を進めます。

さらに、河川には、生物の生息や水辺空間を活かした憩いの場としての役割が求められており、治水機能の向上と親水空間の確保を基本に、河川の整備や保全を進めます。

②取組方針

治水・浸水対策の推進
<ul style="list-style-type: none">・一級、二級河川は、洪水が発生した場合、広い範囲での浸水被害が想定されることから、治水安全度の向上を図るため、河川改修を促進します。・準用河川は、流下能力の不足により過去に溢水被害が発生した河川において河川改修を推進するとともに、老朽施設の更新を行うなど適切な維持管理に努めます。・その他の河川・排水路などについては、緊急性の高い箇所から改修や改良、調整池の整備を行うなど、浸水被害の解消・軽減に努めます。
親水空間の保全
<ul style="list-style-type: none">・河川の整備にあたっては、生物の生息などの河川の自然環境の保全や、水辺に親しむことができる環境形成に配慮した整備を進めます。・神通川や常願寺川などにおいては、河川敷の整備による水辺での憩いの場の創出を進めるとともに、河川敷を利用したスポーツ・レクリエーションの場としての環境の保全に努めます。

下水道

①基本的な考え方

下水道は、市民生活に必要不可欠なライフラインであり、人口減少などによる収入減、老朽資産の増加が一段と進行する見通しの中、将来にわたり持続可能なサービスを維持するため、将来の水需要を見据えた計画的かつ効率的な更新や、上下水道耐震化計画に基づく耐震化の推進、デジタル技術の導入などによる効率的な維持管理により、持続可能で強靱な下水道システムの構築に努めます。

また、多発する集中豪雨に対し、まちの安全性を向上させるため、都心地区や公共交通沿線では、居住誘導の観点から、ハード対策のみならず、ソフト対策もあわせた総合的な浸水対策により、浸水被害の解消や軽減に努めます。

②取組方針

汚水処理施設の整備、更新及び維持管理
<ul style="list-style-type: none"> ・防災機能の強化や災害拠点機能の充実に向け、富山市地域防災計画に位置付けられている避難所や医療機関などに接続する施設の耐震化を推進します。 ・下水道管路の点検・調査の高頻度化に対応するとともに、予防保全による計画的な更新・修繕やA Iによる画像診断などを活用した効率的な下水道管路マネジメントを推進します。 ・人口減少時代においても適正な施設の管理を推進するため、ウォーターPPPなど、民間活力の導入を推進します。 ・「下水汚泥」や「下水熱」といった下水道の潜在的な未利用エネルギーを有効活用することにより環境負荷の低減に努めます。
雨水幹線などの整備、更新及び維持管理
<ul style="list-style-type: none"> ・河川などの整備と連携を図りながら、雨水幹線や雨水貯留施設の整備を推進します。 ・これまで整備してきた施設は、今後、老朽化が進行し、更新時期を迎えるため、予防保全による計画的な更新・修繕にあわせた耐震化や効率的な維持管理を推進します。 ・内水ハザードマップやSNSによる水位周知などのソフト対策もあわせた総合的な浸水対策を推進します。
更新にあわせた汚水処理施設のあり方検討
<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道、農村下水道、合併浄化槽などによる整備が概成を迎え、今後、人口減少がさらに進む中で、20年後の人口動向を踏まえた上で、土地利用など地域特性に応じた汚水処理のあり方を検討し、その検討結果に基づいた施設の更新や統廃合、分散型システムの導入を推進します。

上水道

①基本的な考え方

上水道は、市民生活に必要な不可欠なライフラインであり、人口減少などによる収入減、老朽資産の増加が一段と進行する見通しの中、将来にわたり持続可能なサービスを維持するため、将来の水需要を見据えた計画的かつ効率的な更新や、上下水道耐震化計画に基づく耐震化の推進、デジタル技術の導入などによる効率的な維持管理により、持続可能で強靱な上水道システムの構築に努めます。

②取組方針

基幹施設の整備

- ・取水施設、浄水場や配水池などの基幹施設は、将来の水需要を見据えた計画的な更新、耐震化を推進します。

信頼性の高い配水システムの構築

- ・防災機能の強化や災害発生時の応急給水体制の充実に向け、富山市地域防災計画に位置付けられている避難所や医療機関などに接続する施設の計画的な耐震化を推進します。
- ・老朽化により漏水発生割合の高くなる水道管について計画的に更新及び耐震化を推進します。
- ・予防保全型の修繕やAIを活用した管路の劣化予測技術の導入などに取り組むことにより、効率的な維持管理に努めます。

水質管理の充実

- ・PFASなどの新たな水源水質の脅威への対応を含め、水質検査体制の一層の充実を図るなど、安全・安心な水道水の提供に努めます。

(4) 都市の質に関する方針（環境、景観、防災・防犯、ユニバーサルデザイン）

環境

①基本的な考え方

本市は、富山湾と森林に囲まれ、神通川と常願寺川が貫流し、その中流域に市街地を囲む田園が広がるなど、豊かな水の恵みを受けながら生活を営み、産業の発展を遂げてきました。森林は、木材生産だけではなく、土砂流出や山地崩壊の防止、水源の涵養、生態系の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止などの多面的機能を有し、社会全体に様々な恩恵をもたらしています。

このことから、本市の自然の豊かさや多様な価値を再認識し、森・里・川・海のつながりや健全な水循環などを確保するとともに、自然の維持や回復に資する環境リスクの低減や生態系の保全を推進します。

また、本市は2050（令和32）年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しており、コンパクトなまちづくりと連携し、再生可能エネルギーの導入促進や徹底的な省エネルギー対策をはじめとする気候変動の緩和に率先的に取り組むとともに、環境的にもレジリエントなまちづくりを推進します。

さらに、環境負荷の高い大量生産・大量消費・大量廃棄から脱却した資源循環による生活など、環境に優しいライフスタイルへの転換を図り、自然共生や脱炭素に配慮した持続可能な社会の構築を目指します。

②取組方針

人と自然の共生
・水資源の保全や活用、大気汚染防止などの生活環境の保全、森林・農地の保全や活用、生物多様性の保全などにより人と自然・動植物との共生を図ります。
脱炭素とレジリエントの推進
・気候変動の緩和策や気候変動の影響への適応などにより、都市の脱炭素とレジリエント（強靱化）を推進します。
省資源・循環型の推進
・資源効率化、廃棄物の適正処理、エコタウン産業団地を核とした地域内循環により、省資源・循環型のライフスタイルを推進します。また、コンパクトなまちづくりと連動した環境に優しい歩いて暮らせるライフスタイルを推進します。
付加価値や担い手の創出
・農林水産資源の高付加価値化や脱炭素の取組により、都市に付加価値を創出するとともに、環境教育や学習などにより環境を支える担い手の創出を図ります。

景観

①基本的な考え方

本市は、四季折々に表情を変える立山連峰の雄大な眺望や緑豊かな呉羽丘陵、神通川や常願寺川をはじめとする大小の様々な河川、広がりのある富山平野の田園・集落、多彩な表情を持つ富山湾など地域固有の自然環境に恵まれ、その中で人々の営みの重なりによって育まれた市街地や町並みがあります。

また、コンパクトなまちづくりと連携し、県都に相応しい都心地区の風格、拠点や公共交通沿線でのゆとりや潤いが感じられる環境づくりなど、豊かな文化を育み、本市らしい魅力と活力があふれる景観を創造していくことも必要です。

景観とは、視覚的な側面だけでなく、市民生活の中で感じ取れる環境全体であり、また、1日の移り変わり、季節ごとの表情、歴史の積み重ねにより生まれた風土や文化など土地固有の風景です。本市が有する美しい景観は、長い歴史の中で育まれてきた市民の共有財産であり、次世代により良いものを残していくため、それを守り育てていく責務を市民などと共有しながら、行政が公共施設などで先導的な役割を果たすことで、生活する市民や働く人、さらには訪れる人の心をも豊かにする景観の形成を推進します。

②取組方針

本市の「顔」に相応しい都市景観の形成
・都心地区では、フラワーハンギングバスケットやバナーフラッグの設置、屋外広告物の形態や位置などの整序を継続しながら、老朽化が進行する街路樹や歩道舗装の改善、幹線道路の無電柱化など公共空間における良好な都市デザインの創出と整備を図りつつ、建築物の壁面後退や形態・位置・色彩などのルールづくりなどにより、本市の「顔」に相応しい都市景観の形成を推進します。
歴史的な町並み景観の保全
・歴史的な建造物や町並みを有する岩瀬地区・八尾地区では、引き続き保全・継承を図るとともに、地域の歴史・文化と調和した町並み誘導により、個性ある景観の形成を図ります。また、他の地域においても、周囲の環境と一体となった景観を形成する歴史的な建造物や工作物、樹木などの保全と活用に向けて、その価値を広く周知し、地域らしさを創出する取組を推進します。
沿線まちづくりなどと連動したまちの魅力を高める景観形成
・拠点にある景観資源の価値を高め、まちの普遍的な魅力を向上させるため、鉄道をはじめとする公共交通の沿線まちづくりや、拠点の再整備と連動し、デザイン性に配慮した空間整備やルールづくり、市民・事業者などの機運醸成につながる協働の取組を推進します。
本市固有の眺望景観の保全
・立山連峰や富山湾などへのパノラマ景観、河川や運河、街路からなるビスタ景観など、本市固有の眺望景観を残していくため、主要な眺望点からの景観の保全と創出を図ります。

防災・防犯

①基本的な考え方

都市の安全・安心を確保する上で、防災や防犯の取組を推進することが重要です。

防災の観点では、本市は山間部には急傾斜地が多く、がけ崩れなどの発生に注意を要する箇所があるほか、神通川、常願寺川という二大河川が市街地を縦貫するなど多様な地形を有し、呉羽山断層をはじめ活断層が存在していることから、浸水や土砂崩れ、地震・津波など様々な自然災害への対策が必要です。

また、災害時の避難や防災活動を支える基盤の充実を図るとともに、災害時における都市施設の機能を確保するなど、安全性を高める都市の骨格を形成します。

さらに、大規模な地震が発生した場合の市街地の大火を防止するため、火災延焼を遮断する空間を確保するとともに、建物の不燃化・耐震化、公共公益施設の老朽化対策の促進など、地震災害に強い市街地構造の形成を進めます。

防犯の観点では、犯罪の起こりにくい環境を整備することが必要です。公共施設を中心に、夜間照明の充実や外部からの見通しを確保するなど、安全な環境整備を図ります。

②取組方針

浸水対策の推進（防災）

- ・近年の気候変動の影響による降雨の増加や集中豪雨の頻発化を踏まえ、浸水被害の解消・軽減を効果的に図るため、河川や下水道の雨水幹線、水路、農業用水路の整備を進めるとともに、雨水貯留など雨水流出抑制対策やハザードマップの作成、市民の自助共助による対策など、流域治水の考え方に基づいた、流域のあらゆる関係者の協働による取組を進めます。
- ・市街地の安全・安心の確保を図るため、浸水想定を考慮して、浸水時に避難が困難となることが想定される範囲での新たな市街地の整備の抑制を推進します。

土砂災害対策の推進（防災）

- ・土砂災害は豪雨と地震のどちらでも起因となります。このため、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域区域（災害レッドゾーン）などにおいて、砂防施設や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備促進を図るとともに、災害リスクを踏まえ、特定の開発行為の規制や建築物の構造制限などにより、適正な土地利用の誘導を推進します。
- ・富山市立地適正化計画の防災指針において、土砂災害警戒区域（災害イエローゾーン）で居住の誘導を行わないなどにより市街地の安全・安心を確保します。
- ・土砂の流出防備などの機能が十分に発揮されるよう、森林環境保全地域での適切な森林の整備や保全を推進します。

地震災害対策の推進（防災）

- ・避難所などで利用する公共施設や、避難経路・防災活動で利用する道路・公園、生活に必要な上下水道などは、計画的な点検や更新、耐震化などの老朽化対策を進めます。
- ・市街地において、オープンスペースとなる道路や公園、河川などは、火災の延焼を遮断する役割を有しており、防災面に配慮した空間の確保を進めます。
- ・都市機能が集積する都心地区では、市民や市外からの来訪者など不特定多数の人が集散することから、防火・準防火地域などの指定により、都市の不燃化を推進するとともに、耐震診断や耐震改修などの支援を進め、住宅などの耐震化を促進します。

避難や物資の輸送に利用する道路などの強靱性の確保（防災）

- ・都市のオープン空間である道路・公園は、様々な災害時に避難や災害対応の拠点などへの活用が想定されます。このため、老朽化対策のほか、日常点検や補修など適切な維持管理による機能の確保を進めます。
- ・道路は、避難経路や物資の輸送経路などへの利用が想定されることから、必要に応じて無電柱化によるリスクの低減や代替道路となる環状道路の整備によるネットワークの多重化などにより、強靱性の確保を進めます。

犯罪の起こりにくい環境整備の推進（防犯）

- ・道路や公園、公共公益施設は、夜間の犯罪を防止するための街路灯の整備や保全を進めます。
- ・公園では、遊具などの施設や樹木の配置及び維持管理において、見通しの確保に努めます。

ユニバーサルデザイン

①基本的な考え方

全ての人々が利用しやすい都市空間を形成するために、整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公共的施設などのバリアフリー化を推進するとともに、公共交通機関、道路、建築物など、「施設間などの移動の連続性」の確保に努めます。

特に公共交通機関は、全ての人にとって、身近で重要な移動手段であり、誰もが安全で快適に移動できるよう整備を進めます。

②取組方針

誰もが活動しやすい都市空間の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害のある人などが、安心して歩けるよう、歩道の設置や段差の解消、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロック、盲人用信号装置の設置を進めるほか、外国語表記など、全ての人々が利用しやすいデザインの普及を促進します。特に都心部や地域生活拠点など拠点となる地区において重点的に進めます。 ・一定水準以上の公園の新設・更新に際しては、利用者である市民の多様なニーズに配慮し、ユニバーサルデザインを基盤としながら、さらに進んだインクルーシブデザイン（一人ひとりの違いやニーズに寄り添った設計）の視点を取り入れた公園の整備を進めます。 ・利用頻度の高い公共公益施設では、バリアフリー化とユニバーサルデザインの普及やおもてなしの視点に立った整備を進めます。
誰もが利用しやすい公共交通機関の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・駅舎のエレベーター・エスカレーターの整備、駅やバス停周辺での歩行環境の改善、路面電車の低床車両・ノンステップバスの導入などにより、高齢者・障害者などの交通弱者の安全を考慮した、誰もが利用しやすい公共交通機関の充実に取り組みます。
誰もが利用しやすい住宅の供給
<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅をはじめとした公的住宅では、老朽化した建物の修繕・更新にあわせてバリアフリー化を進めます。 ・高齢者などが自立した生活を維持できるよう、生活サービスや見守り機能が複合化された住宅の供給に努めます。